

2019 年度町田市三輪緑山市民農園利用者募集案内

三輪緑山市民農園の1区画について利用者の追加募集をします。

市民農園利用規約、町田市市民農園条例、同施行規則をよくお読みになった上でご応募ください。

【募集区画数】

三輪緑山市民農園 30㎡ 1区画（24番）※別添区画図参照

【利用期間】

利用承認後から2021年の2月末まで

【使用料】

30㎡ 18,000円/年、1年ごとに前納していただきます。

【応募資格について】

- ・現在、町田市に居住している世帯
- ・自動車を使わず、自転車・徒歩及び公共の交通機関で来園できる方
- ・利用期間終了まで、適切に区画を管理できる方

※ 駐車場はありません。

※ 申込みは一世帯につき一通とします。

【申し込み方法】 別添の申込書（PDFファイル）を印刷し、チェック項目をご確認いただいた後、お名前（世帯主名および利用する世帯員氏名）、ご住所、電話番号をご記入のうえ、郵便または、FAXで農業振興課までお送りください（お申し込み順、定数に達し次第締切）。

お申込み先：〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号 町田市役所

経済観光部農業振興課 市民農園担当 宛

FAX 番号：050-3101-9913

～応募の前に～

市民農園利用中は、ご利用の区画を継続的に耕作しなければなりません。暑い夏の期間は特に、1、2週間来園しないだけで、すぐに雑草が茂り、雑草の種が飛んでしまいます。そのまま放置されると付近の区画をご利用の方々にも大変迷惑がかかります。

そのようなことにならないか、事前にご自身の健康状態や体力、自由になる時間等を十分にご検討の上、お申し込み下さるようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】 経済観光部農業振興課

TEL 042（724）2166

市民農園利用規約

利用時間

利用時間は、日の出から日の入りまでの時間内とします。

利用区画

- (1) 利用できる区画は、市が指定する1区画とし、野菜や草花を栽培する以外の用途には利用できません。また、営利を目的とした利用はできません。
- (2) 利用区画内の雑草は、区画が隣接する方や市民農園近隣住民の方の迷惑となりますので、こまめに除去してください。雑草が繁茂、または作付けされてない等、区画が適切に管理されていないと見受けられる場合や、市から文書を送付し、改善されない場合には、利用承認を取り消すことがあります。
- (3) 周囲の区画等に飛散させるような農薬散布はしないでください。除草剤は使用禁止です。
- (4) 利用区画の栽培条件等が利用開始時と変化することや、他の利用区画と栽培条件等が異なる場合がありますが、区画の変更、使用料の軽減、補償などの対応はできませんので、あらかじめご了承ください。

施設・備品について

- (1) 駐車場はありませんので、自動車での来園はできません。路上に駐車するといった迷惑行為は絶対に行わないでください。
- (2) 農具は、原則として自己のものをご用意ください。倉庫内の備品は、補助的なものとなります。利用される際には、皆さんに長く使っていただけるよう農具の手入れ・清掃・整頓を必ず行ってください。
- (3) 農具倉庫、休憩施設、その他利用区画外に私物を置かないでください。
- (4) 市民農園にはゴミ捨て場及び堆肥置き場はありません。野菜くず・除草した雑草等は自分の区画に埋め込んで処理してください。またゴミは利用者がお持ち帰りください。市では回収しません。
- (5) 市民農園の施設、器具などの破損、その他事故のないよう充分注意してください。破損等あった場合は、すみやかに市へ連絡してください。

注意事項

- (1) 市は、天災、盗難及び病害虫等による農作物の被害または農園内の事故に対しての一切の責任を負いません。
- (2) 市は、共用施設及び共用部分の管理を行います。区画内については、自己責任において管理を行ってください。農作物の盗難に関して、市は一切の責任を負いません。
- (3) 住所・電話番号等の変更があった場合は、すみやかに市に連絡してください。

- (4) その他、市民農園の利用に際しては、市の指示に従ってください。
- (5) 他の利用者や市民農園周辺住民の迷惑にならないよう、マナーを守ってのご利用をお願いします。

農園を利用できる方

- (1) 世帯単位の利用になりますので、同一世帯(住民票上の世帯)以外の方は、利用することができません。
- (2) 利用申請書にて申請している方(利用者名簿に記載されている方)に限ります。
- (3) 来園時には、町田市市民農園利用者証を必ず着用して下さい。
- (4) 農園を利用する権利を第三者に譲渡または転貸することはできません。
- (5) 利用者には利用に伴う耕作権、借地権等の一切の法的権利はありません。

利用期間

利用期間は、利用承認書に記載された期間です。ただし、利用期間内であっても、市や土地所有者の方の都合により農園を休・廃止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

利用の辞退

転出、その他の理由で市民農園の利用ができなくなった場合、辞退届の提出、区画の原状回復、鍵・利用者証の返却が必要となります。

辞退届は、辞退する月の前月末までに提出してください。その後、辞退する当月の20日までに、区画の作物・雑草等を取り除き、更地にし、鍵を返却してください。市による現地確認の後、辞退が承認されます。使用料は、辞退が承認されるまで発生します。

原状回復の義務

農園利用者は、利用期間が終了したときは利用期間の終了日まで、利用承認を取り消されたときはただちに、利用していた区画を原状に復して返還してください。原状回復がなされない場合は、引き続き利用しているものとみなし、使用料が発生します。

利用承認の取消

次に該当すると認めたときは、農園の利用承認を取り消すことがあります。

- (1) 偽りまたは名義貸し等、不正な手段により農園の利用承認を受けたとき。
- (2) 市が通知してから、1ヶ月以上利用区画の適切な管理が行われていないことが明らかなきとき。
- (3) 町田市市民農園条例または条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 本利用規約を守らなかったとき。
- (5) その他、管理運営に支障があると認めたとき

○町田市市民農園条例

平成6年12月27日
条例第23号
経済観光部農業振興課

(設置)

第1条 市民が農作業を通じて土に親しみ、生産の喜びを味わうことにより、健康でゆとりのある生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図ることを目的として、市民農園を設置する。

(定義)

第2条 この条例において市民農園とは、余暇活動その他の営利以外の目的で継続して行われる野菜づくり等の用に供される農地及びその附帯施設をいう。

(名称及び位置)

第3条 市民農園の名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。

(市民農園の内容)

第4条 市民農園の規模は、おおむね1,500平方メートル以上とする。

2 市民農園には、一定面積で区画された貸出農地及び次に掲げる附帯施設のうち市長が必要と認めるものを設ける。

- (1) 休憩施設
- (2) 農機具収納庫及び給排水施設
- (3) 広場
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める附帯施設

(利用者の資格)

第5条 市民農園を利用できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する世帯
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(利用期間)

第6条 市民農園の利用期間は、3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、前項の利用期間を短縮することができる。

(利用手続等)

第7条 市民農園を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第8条 市長は、次のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないことができる。

- (1) 秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 市民農園をき損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的としていると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当として町田市規則（以下「規則」という。）で定めるもの

(貸出区画)

第9条 市民農園の貸出農地の区画は、次に掲げるとおりとする。

- (1) おおむね30平方メートルの面積を有する区画
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める面積を有する区画

2 市民農園を利用する者（以下「利用者」という。）に貸し出す区画は、一区画とする。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用承認の取消し等)

第10条 市長は、次のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 利用者が第5条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用者が指定された貸出区画について、一定期間良好な管理をしなかったとき。
- (4) 利用期間内に農園を休止又は廃止する必要が生じたとき。
- (5) 災害その他の理由により市民農園の利用ができなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第11条 使用料は、1平方メートル当たり月額50円とする。

2 前項に規定する使用料は、利用する年度の末日までの分をまとめて市長が指定する期日までに納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、利用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止行為)

第14条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 附帯施設をき損又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更し、又は工作物を設置すること。
- (3) 定められた場所以外で火気を使用すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民農園の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(原状回復)

第15条 利用者は、利用を終了したとき又は第10条の規定により利用の承認を取り消されたときは、直ちに市民農園を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、市民農園に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例31・旧第18条繰上)

別表 (第3条関係)

(平17条例31・平18条例19・平22条例31・平23条例46・平24条例47・平27条例19・一部改正)

名称	位置	開設年月日
町田市金森市民農園	町田市金森東二丁目1, 017番地	平成7年4月1日
町田市忠生市民農園	同 木曾西二丁目2番地6	平成9年4月1日
町田市三輪緑山市民農園	同 三輪緑山四丁目15番地5	平成10年4月1日

○町田市市民農園条例施行規則

平成6年12月27日
規則第58号
経済観光部農業振興課

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市市民農園条例(平成6年12月町田市条例第23号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用期間の開始日等)

第2条 条例第6条第1項に規定する利用期間の開始日は、市長が指定する年の4月1日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、利用期間の開始日を変更することができる。この場合において、市長は、条例第6条第2項の規定に基づき利用期間を短縮することができる。

(利用日)

第3条 市民農園は、年間を通じて利用できるものとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休園日を定めることができる。

(利用時間)

第4条 市民農園の利用時間は、日の出から日の入りまでとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(募集の方法)

第5条 市長は、市民農園を利用する者(以下「利用者」という。)を公募するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 公募の方法、公募の時期その他公募について必要な事項は、市長が別に定める。

(利用予定者の決定)

第6条 市長は、前条に規定する公募により利用の応募があった市民農園について、応募数が貸出農地の区画数を超えるときは、抽せんにより利用予定者を決定する。

2 市長は、前項の規定により抽せんを行う場合は、併せて必要と認める数の補欠者及びその利用順位を決定する。

3 市長は、第1項の規定により利用予定者となった者が利用を取りやめたとき又は利用者が第12条の規定により利用を取りやめたとき若しくは条例第10条の規定により利用承認の取消しを受けたときは、補欠者の利用順位に従い、当該市民農園に限り利用予定者として決定するものとする。

(利用の申請)

第7条 前条第1項又は第3項の規定により決定を受けた利用予定者は、市長が指定する期日までに町田市市民農園利用申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(利用の承認)

第8条 市長は、条例第7条第1項の規定により利用を承認したときは、町田市市民農園利用承認書(第2号様式)により申請者に通知する。

(利用の不承認)

第9条 条例第8条第4号の規定により市長が利用を不相当として町田市規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 重複して、又は他人名義で応募し、利用予定者となったとき。
- (2) 利用予定者でない者が利用予定者の名義を借りて利用申請をしたとき。
- (3) その他不正な方法により応募又は利用申請をしたとき。

(利用承認の取消し)

第10条 市長は、条例第10条の規定により利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずるときは、町田市市民農園利用承認取消し等通知書(第3号様式)により利用者に通知する。

(届出義務)

第11条 利用者は、第7条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(利用の辞退)

第12条 利用者は、利用期間内に市民農園の利用を取りやめようとするときは、町田市市民農園利用辞退届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第13条 条例第12条ただし書の規定により既納の使用料の全部又は一部を還付する場合の要件及びその還付金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により連続して1か月当たり16日以上貸出農地を利用することができなかったときは、利用できなかった月数の使用料に相当する額
- (2) 第12条の規定により利用の辞退の届出があった場合は、利用しない月数(利用をやめる日の属する月について、利用しない日数が16日以上であるときは1か月とし、利用しない日数が15日以下であるときはこれを切り捨てる。)の使用料に相当する額

2 前項の規定により既納の使用料の還付を受けようとする者は、町田市市民農園使用料還付請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第5条から第9条まで及び第11条の規定は、平成7年1月1日から施行する。

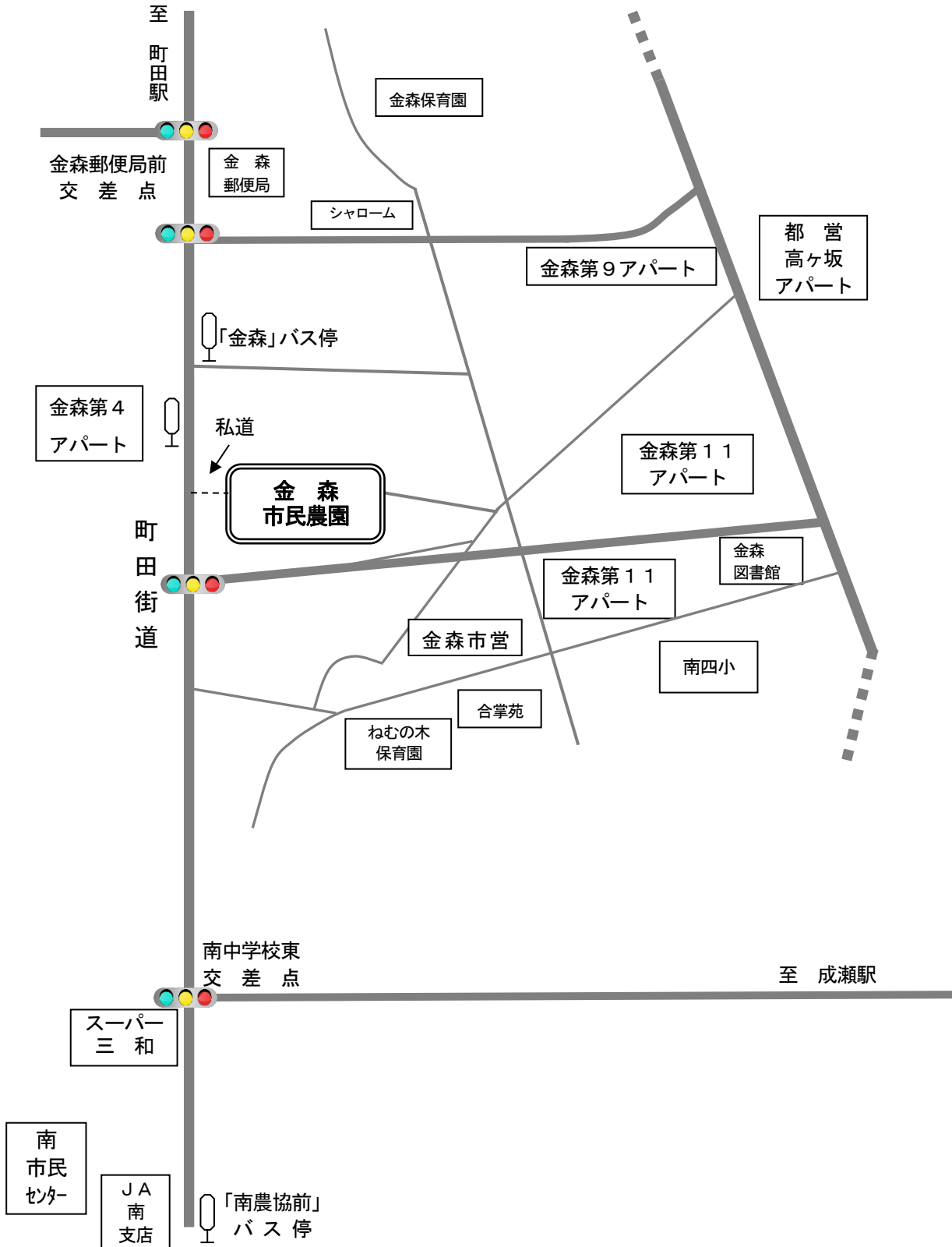
附 則(平成14年4月30日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月25日規則第11号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

○金森市民農園案内図



交通：JR・小田急線町田駅バスセンター9番乗り場より「鶴間駅」行き、または「つくし野駅」行き、若しくは「すずかけ台駅」行きバスで「金森」下車、徒歩約5分。

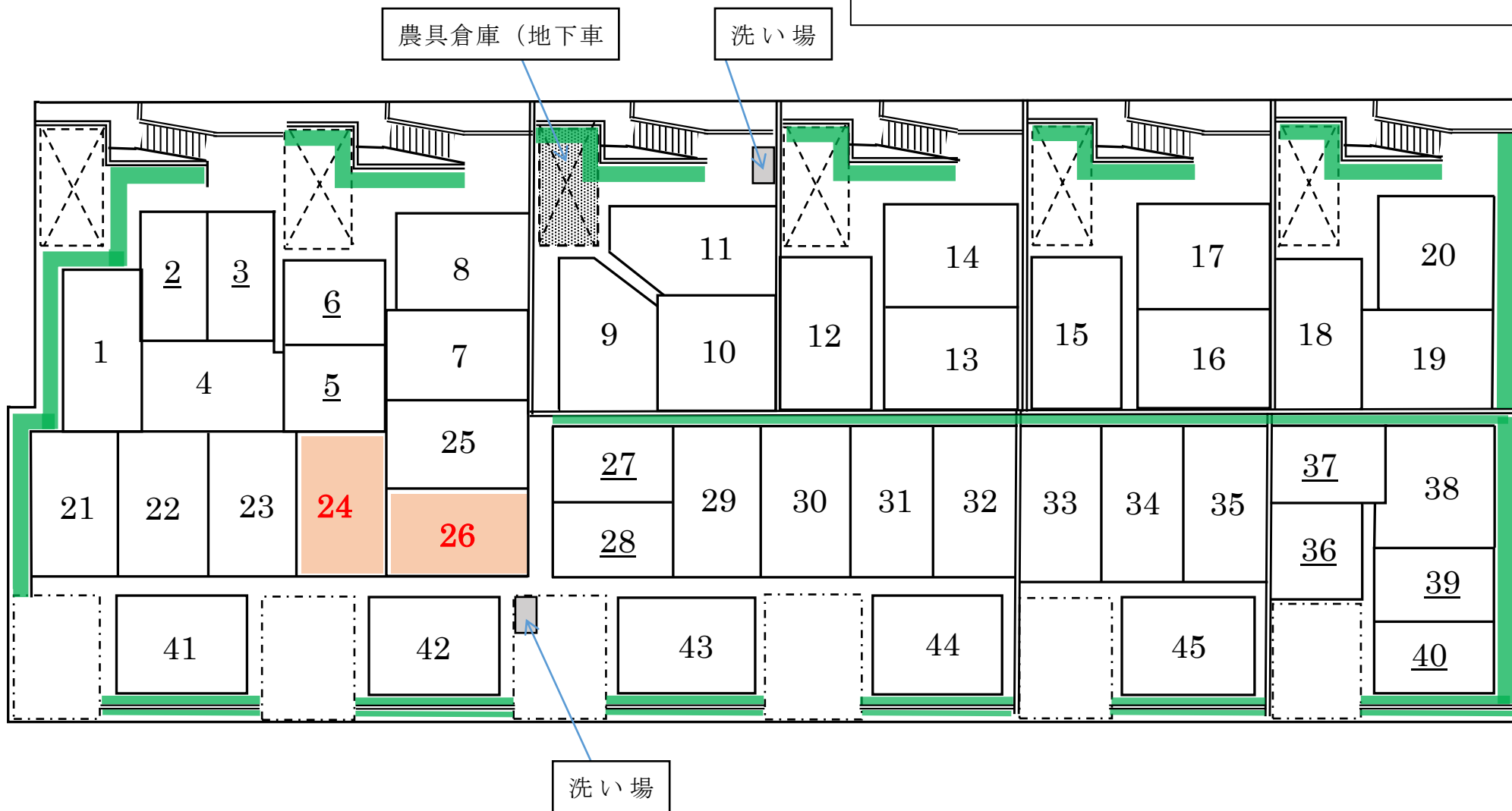
◎三輪緑山市民農園区画割り図

募集区画：24番、26番（30㎡）

<貸出区画>

① 30㎡区画 35区画

② 20㎡区画 10区画（2, 3, 5, 6, 27, 28, 36, 37, 39, 40番）



三輪コミュニティセンター側